

石川町公示第 100 号

地方税法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、同条第2項に基づき、書類を保管したので交付を受けるよう通知する。

令和8年8月31日

石川町長 首藤 剛太郎



記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 送達すべき書類 | 令和8年度町・県民税納税通知書
令和7年度町・県民税納税通知書 |
| 2. 送達を受けるべき者 | OUCH SREY
NOP SREY AU
MEN SOKUNTHEA |